

平成29年8月2日

青森県教育委員会第823回定例会

期 日 平成29年8月2日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 案

- 議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について ..... 1
- 議案第2号 県重宝の指定について ..... 2

### 3 その他

- 青森県立北斗高等学校通信制の課程における後期入学の実施に  
ついて ..... 3
- 職員の懲戒処分の状況について ..... 4

### 4 閉 会

# 議案第 1 号

## 青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

櫻 田 泰 弘

青森県立図書館協議会委員を免ずる

瀧 口 孝 之

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は平成 29 年 8 月 3 日から平成 30 年 5 月 12 日までとする

平成 29 年 8 月 2 日

青森県教育委員会

## 議案第 2 号

### 県重宝の指定について

青森県文化財保護条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

種 別	名 称	員数	所 在 地	所有者
県重宝	対泉院山門	1 棟	八戸市大字新井田字寺ノ上 1 3—1	宗教法人 対泉院

## [その他]

### 青森県立北斗高等学校通信制の課程における後期入学の 実施について

青森県立北斗高等学校通信制の課程における後期入学について、次のように実施する。

#### 1 開始年度

平成30年度

#### 2 後期入学に係る選抜

(1) 選抜は、秋季に行うものとする。

(2) 選抜要項については、「平成30年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者選抜要項」とは別に定める。

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 平成29年8月（7月1日～7月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域の高等学校 実習助手（43歳 男性）  
②事件の概要等 人身事故（死亡）
- ・平成28年7月19日（火）午後7時26分頃
  - ・青森市内の国道
  - ・自動車を運転中、交差点を左折する際に横断歩道を渡っていた歩行者が転倒していたことに気付かず衝突したものの。
  - ・事故の相手方（男性1名 平成28年7月19日死去）
- ③処分内容 停職6月  
④処分年月日 平成29年7月13日
- 事案2 ①被処分者 特別支援学校 教諭（41歳 男性）  
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
- ・平成29年3月29日（水）午後2時56分頃
  - ・秋田県南秋田郡五城目町内の国道
  - ・最高速度60km/hのところ、90km/hで走行
- ③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成29年7月14日

# 参 考 資 料

第 8 2 3 回定例会（平成 2 9 年 8 月）

- 議案第 1 号  
青森県立図書館協議会委員の人事について P 1 ~ 3
- 議案第 2 号  
県重宝の指定について P 4 ~ 5

青森県立図書館協議会委員について(案)

参考資料  
議案第1号関係

区	分	現 委 員 (H28.5.13～H30.5.12)						新 委 員 候 補 者							
		所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域
学校教育 関係者 (2名)		八戸市立白銀南中学校		校長	西山 康巳	男	新	三八							
		県立弘前南高校		教 諭	幸山 朋人	男	新	中南							
社会教育 関係者 (4名)		八戸市読書団体連合会		理事・ 読書部会長	前田 敏子	女	再	三八							
		青森市民図書館		館 長	若佐谷 昭人	男	新	東青							
家庭教育の向上に資する活 動を行う者(1名)					寺田 さゆり	女	新	西北							
					小笠原 秀樹	男	再	東青							
学 識 経験者 (3名)	(教 育)	六戸町教育委員会		代 表	久保田 ひろみ	女	新	西北							
		六戸町教育委員会		教 育 長	櫻田 泰弘	男	新	上北	六戸町教育委員会		教 育 長	瀧口 孝之	男	新	上北
		東奥日報社編集局 生活文化部		編集局長 兼 次長	斉藤 光政	男	新	東青							
	(大 学)	弘前学院大学文学部		准 教 授	生島 美和	女	再	中南							



青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日  
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。  
(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。  
(平二四条例四八・全改)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 図 書 館 協 議 会 委 員 の 職 務

### 図書館法抜粋

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 県重宝（建造物）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（建造物）
- 2 名称及び員数 たいせんいんさんもん 対泉院山門 1棟
- 3 所有者 宗教法人対泉院
- 4 所在地 八戸市大字新井田字寺ノ上13-1
- 5 建築年代 江戸後期
- 6 構造及び形式
  - (1) 建築形式 木造2階建
  - (2) 屋根形式 銅板葺き入母屋屋根（建立当初は<sup>まさ</sup>枿葺き）
  - (3) 構造形式 じくぐみ 軸組構法
  - (4) 規 模 建築面積 57.14㎡（17.29坪）
  - (5) 意 匠 ぜんしゅうよう 禅宗様を基本とした<sup>さんげんいっこ</sup>三間一戸の<sup>ほつきやくろうもん</sup>八脚楼門建築で下層前面の両側面及び上層の正面両側に<sup>かとうまど</sup>花頭窓を<sup>きりめえん</sup>設え、<sup>ぎぼし</sup>四周に切目縁をまわし擬宝珠<sup>こうらん</sup>高欄を組む。入母屋屋根の軒廻りに僅かに反りを付け、軒は二軒平行<sup>まばらだるき</sup>疎垂木としている。
- 7 由緒及び沿革  
貴福山対泉院は、根城南部氏の一族新田氏が菩提寺として正平23年（1368）に甲斐国（現山梨県）に創建しその後、慶長9年（1604）に甲斐国から現在地に移ったとされる。現存する対泉院山門は当寺<sup>れいいんげんみょう</sup>十世靈胤玄明和尚が起工し、<sup>しょうざん</sup>十二世聖山<sup>えいけん</sup>英賢和尚の代の文化8年（1811）に竣工したと伝えられている。明治43年4月23日の火災により、本堂は焼失したが山門と鐘楼は焼け残り、現在に至っている。
- 8 現況  
建立後206年を経過しているが、現在まで改造や大規模な修繕を行った記録や形跡はない。枿葺屋根が銅板葺屋根に変更されているなどの修繕は見られるものの、度重なる大震災や風雪等による損傷等も軽微であり創建当初の状態を保っている。
- 9 指定事由  
十六羅漢安置の際の祈祷札に「文化八年」の墨書があることから、この時期に建てられた禅宗様の特徴をもつ江戸時代後期の山門といえる。増改築などによる建物の根幹部に変更はなく建立当時のまま現在に至っており、保存状態も良好で、江戸時代後期の建築技術を知る建造物として、県重宝として指定に値する。

